

見 積 書 提出期限				令和 8 年 1 月 14 日 午後 5 時				担当者： 連絡先：																																																			
事業請負見積書 令和 年 月 日 大阪市 契約担当者 大正区長 村田 哲志 様 住所又は事業所所在地 商 号 又 は 名 称 氏名又は代表者氏名 印 下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。 なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。 <table><tr><td>見積金額</td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>契約金額</td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="12">☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円</td></tr><tr><td colspan="12">☐ 免税事業者</td></tr></table> 契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。 なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。 記												見積金額				百万				千			円	契約金額				百万				千			円	☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円												☐ 免税事業者											
見積金額				百万				千			円																																																
契約金額				百万				千			円																																																
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円																																																											
☐ 免税事業者																																																											
事 業 名 称		放置自転車対策用啓発ステッカー印刷																																																									
履 行 期 限		令和 8 年 3 月 27 日				履 行 場 所		大正区役所地域協働課																																																			
履 行 方 法		別紙仕様書・図面のとおり				そ の 他																																																					
明 細 書	名 称			形 状 ・ 寸 法 ・ 摘 要					数 量																																																		
	放置自転車対策用啓発ステッカー印刷			別紙仕様書のとおり					15,000 枚																																																		
(見積条項) 裏面のとおり																																																											
1 契約方法 随意契約 地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 号						2 契約保証金 ☐ 契約金額の 5 / 100 以上 (金 円) ☐ 履行保証保険 ☐ 免除						支 出 科 目	年度	会計																																													
													款																																														
													項																																														
													目																																														
用途																		節																																									
摘要																		細節																																									
決 裁	局長		部長		課長		課長代理		係長		係員		起案 令和 ・ ・																																														
													決裁 令和 ・ ・																																														
													第 号																																														

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。